

Press Release  
報道関係者各位

2022年6月30日  
日本公認会計士協会

## 公認会計士のサステナビリティ教育推進に向けた検討結果を公表

日本公認会計士協会は、公認会計士がサステナビリティに関する知見・能力を基に、サステナブルな経済への円滑な移行と持続的な発展というパブリック・インタレストに貢献していくことを目指し、公認会計士向けに独自のサステナビリティ教育シラバスを開発します。

### ■プロジェクトの背景・趣旨

気候変動を始めとするサステナビリティ課題が、世界共通の課題として位置付けられ、サステナビリティ課題の解決力が企業価値の源泉とみなされるようになりました。そして、サステナビリティに貢献する企業に対して資金が優先的に供給されるよう、資本市場も変革を迫られています。

こうした変革を反映して、サステナビリティ情報の開示に対するニーズが顕著に高まっており、サステナビリティ開示基準の開発や開示制度の充実など、企業情報開示に係る環境整備が急速に進んでいます。

我々、公認会計士は、資本市場の発展はもとより、広く社会に貢献する職業的専門家として、これまで培ってきた知見・能力に加えてサステナビリティに関する知見・能力を獲得し、時代が求めるプロフェッショナルへと自らを変革していかなければなりません。

こうした認識に基づき、職業会計人におけるサステナビリティに関する知見・能力を養成するための教育の在り方について包括的に検討し、このたび、サステナビリティ教育検討プロジェクトチーム報告書「公認会計士のサステナビリティに関する知見及び能力の育成に向けた検討」を公表しました。

## ■公認会計士に求められるサステナビリティに関する知見・能力とは

プロジェクトチームによる検討の結果、公認会計士が共通して具備すべきサステナビリティに関する能力を整理しました。

- ① サステナビリティに関する諸課題とその社会・経済的な影響について、総合的な知見に基づき、俯瞰的な理解を得ていること。
- ② サステナビリティと企業経営・企業価値との関係について、基本的な枠組みを理解していること。
- ③ サステナビリティに関する主要動向及び業界・企業への影響について、経営者、取締役、投資家等との間で高度かつ建設的な対話ができること。
- ④ サステナビリティに関する情報の開示要請（制度及び基準）について、必要な知見を有していること。
- ⑤ 保証業務について、その意義及び基本的な枠組みを理解していること。

## ■サステナビリティ教育の目的及び基本方針

サステナビリティ教育の必要性及び公認会計士において求められるサステナビリティに関する知見・能力を踏まえ、公認会計士に対するサステナビリティ教育の目的及び基本方針を整理しました。

### 《サステナビリティ教育の目的》

公認会計士に対するサステナビリティ教育は、公認会計士が、サステナビリティに関する諸課題、企業経営及び企業価値との相互関係、情報開示とその信頼性の確保に関する見識を深め、企業・投資家との建設的な対話及び連携を通じて、高品質な情報開示の実現、資本市場における長期的な視点に立った資源配分とそれによる社会・経済のサステナブルな発展に寄与することを目的とする。

### 《サステナビリティ教育に関する基本方針》

- ① 変化の潮流を先んじて捉え、会員（公認会計士）の自発的な学びをサポートする。
- ② 職業的専門家として、サステナビリティに関する基本的な知見の共有と多様な専門性獲得の同時実現を目指す。
- ③ 国内外のサステナビリティ教育に関する取組と協調・連携する。

## ■今後の方向性

### 《サステナビリティ教育シラバスの開発》

目的及び基本方針に合致したサステナビリティ教育のシラバスを開発することが適切であると考え、シラバスの素案を取りまとめました。シラバスは、サステナビリティについて公認会計士が学ぶべきテーマの全体像を表すとともに、個別テーマについても一定の指針を提供するものとして開発します。また、国内外の関係団体・関係者と連携し、国際的な整合性・一貫性を担保するとともに、公認会計士にとって、学ぶべきテーマの全体像と詳細を把握し、計画立てて学習する際の羅針盤となるシラバスの開発を目指します。

### 《サステナビリティ教育に関するプラットフォームの整備》

今後のサステナビリティ教育に関する取組を進めていく上で、組織的な基盤となるプラットフォームの整備が必要であると考えています。公認会計士教育の要である実務補習所及び継続的専門研修制度（CPE）との連携は欠かせないものであり、関係する組織と連携を図りながら取組を進めてまいります。

サステナビリティ教育検討プロジェクトチーム報告書「公認会計士のサステナビリティに関する知見及び能力の育成に向けた検討」は以下からご参照ください。

[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20220630ghi.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220630ghi.html)

以 上

#### 【本件に関するお問合せ】

日本公認会計士協会 業務本部 企業情報開示グループ

TEL : 03-3515-1138

E-mail : kigyoyyoho@sec.jicpa.or.jp